

労働移動支援セミナー（2023年7月24日）

## 在籍型出向の概要とマッチング支援について



# レジュメ

1. 産業雇用安定センターについて  
(設立の経緯、センターの特色、事業内容、支援実績)
2. 在籍型出向制度について
  - 2-①. 在籍型出向とは？
  - 2-②. 在籍型出向を活用した具体例(愛媛事務所)
  - 2-③. 在籍型出向開始までのステップ
  - 2-④. 在籍型出向のマッチング支援
  - 2-⑤. 在籍型出向に関するQ & A

【参考】マンガでわかる！在籍型出向
3. 愛媛事務所のご案内

# 1. 産業雇用安定センターについて

- ▶ プラザ合意に伴う円高不況の進行により、大量の余剰人員が生まれ雇用不安が高まっていた時代、昭和62年3月に、当時の**労働省、日経連、産業団体**などが協力して**失業なき労働移動**を支援する**公的機関**として設立されました。
- ▶ 以来、厚生労働省、経済・産業団体や労働組合などとの密接な連携のもとに、本部と全国47都道府県の地方事務所の連携による全国的なネットワークにより出向・移籍の支援事業に取り組んでいます。
- ▶ 主な事業は、人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間に立って、情報提供・相談等の支援を行い、出向・移籍の成立に結び付ける「**人材マッチング**」の業務を **無料** で実施しています。



- **目的:**  
「失業なき労働移動」の実現
- **役割:**  
雇用のセーフティネット



雇用調整等のニーズのある **1** 企業様（送出）と **2** 雇い入れご希望の企業様（受入）との間で人材マッチングサービスを提供しています。

## 産業雇用安定センターの特色（ご利用のメリット）

厚生労働省と  
経済産業団体が協力

雇用の  
セーフティ  
ネット  
として設立した  
公的機関

再就職・出向の実績

約**25万人**

幅広い業種の企業出身者  
が担当

約**500人**  
のコンサルタント

専任コンサルタントが  
寄り添ってサポート

**マンツーマン  
対応**

質の高い求人情報

企業訪問  
による  
求人開拓

全国で唯一の出向  
サービス提供機関

全国で唯一  
出向サービス  
提供機関

全国47都道府県事務所の  
ネットワークで移住者支援

**UIターン  
対応**

企業様・個人の方の  
再就職・出向にかかる費用

**無料**

# 産業雇用安定センターの主な事業 (6つの取り組みで「働く」と「雇用」をサポート)

## 1 離職する従業員の方の再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、構造改革のための早期退職募集に応じて離職を余儀なくされる従業員の方に、在職中からの再就職活動をサポートします。



移籍(送出)支援

## 2 人材を確保したい企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業様から、期待する能力や経験などのご要望を十分お聞きした上で人材をマッチングします。



移籍(受入)支援

## 3 雇用を維持するための在籍型出向をサポート

経済環境の変化や感染症の影響などにより雇用過剰となった場合に、社員の雇用を守るための一時的な在籍型出向(雇用シェア)を活用することをサポートします。



在籍型出向支援

## 4 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。



人材育成型出向等支援

## 5 「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート

能力があり経験が豊富な60歳以上の高齢者の再就職をサポートします。在職高齢者だけでなく、離職後1年以内の高齢者の方も登録することができます。



キャリア人材バンク事業

## 6 社員のスキルアップや研修を目的とするセミナー

管理者や新入社員への研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業様のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。



セミナー事業(有料)

上記の1～5は無料をご利用いただけます。6は有料となりますが、質が高くリーズナブルな価格でのセミナーをご提案いたします。

- 産業雇用安定センターでは、**雇用調整型の出向支援**のほか、
- ① 人材育成や企業間交流を目的とした出向（**人材育成・交流型出向**）
  - ② 労働者の自発的なキャリアのステップアップを目的とする出向（**キャリア・ステップアップ型出向**）
- に係る支援を行っています。

## 人材育成型出向等支援

### （１）人材育成・交流型出向

- ① 従業員の能力開発や人材育成、特に高度人材の育成により企業力の強化を図る。
- ② 人材交流を目的とした取組みにより、企業間の連携強化、新分野への展開のための基盤整備、組織の活性化等を図る。

出向期間終了後は、元の企業に復帰

### （２）キャリア・ステップアップ型出向

- ① 役職定年のシニア従業員等が他の企業に出向し、自身の能力・経験を活かして活躍できるよう企業として後押しする。
- ② 従業員自身のキャリアパスやライフプランに合わせた職域拡大、U I Jターン等を支援する。

出向期間終了後は、元の企業に復帰または出向先企業へ移籍

#### 情報通信機械製造業

ICTシステムの開発製造を行っている。中堅社員を他社に出向させ技術水準の向上につなげたい。出向後は復帰して新規分野の展開に期待。

出向



#### 情報通信機械製造業

情報通信機器等の設計、開発、製造を行っている。他社から高度人材を受け入れることにより、職場の活性化や当該企業との人的つながりを強化したい。

復帰



#### 化学製品製造業

長年、リチウムポリマー等の研究に従事してきた研究員。事業再編により現在は他の部門に配置している。本人は研究に従事したいとの意向が強いが、社内では配置場所がない。

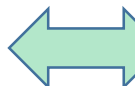
出向



#### 有機顔料製造業

超微粒子生成等の開発推進者として、管理職経験者を出向として受け入れたい。出向期間満了後は、本人と出向元企業の意向にもよるが、改めて移籍として採用したい。

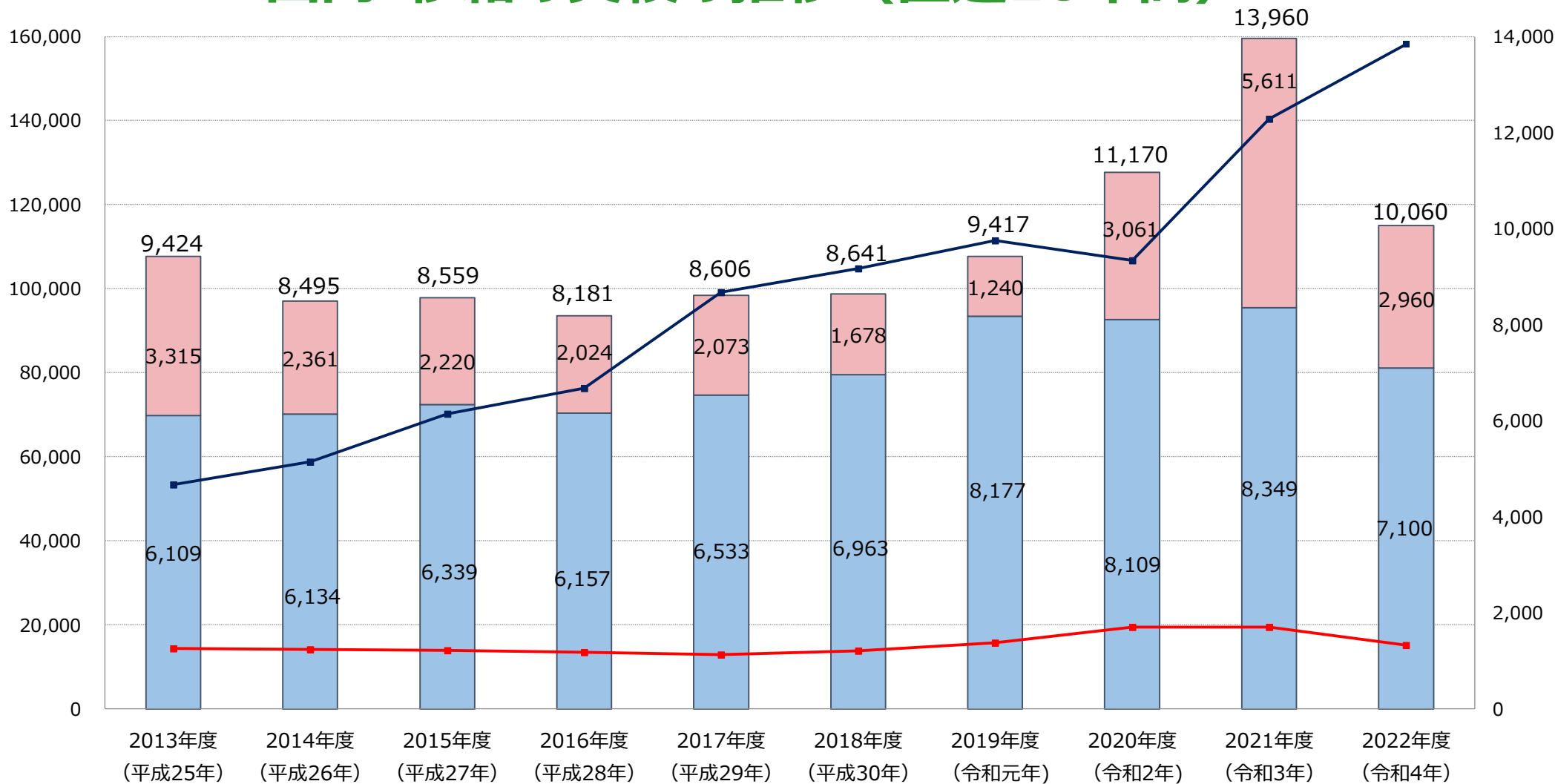
復帰  
または  
移籍



# 出向・移籍の実績の推移（直近10年間）

受入・送出情報（人）

成立数（人）



■ 出向成立	3,315	2,361	2,220	2,024	2,073	1,678	1,240	3,061	5,611	2,960
■ 移籍成立	6,109	6,134	6,339	6,157	6,533	6,963	8,177	8,109	8,349	7,100
■ 成立合計	9,424	8,495	8,559	8,181	8,606	8,641	9,417	11,170	13,960	10,060
■ 受入情報	53,360	58,753	70,167	76,253	99,165	104,732	111,421	106,727	140,403	158,178
■ 送出情報	14,326	14,137	13,963	13,453	12,906	13,853	15,675	19,489	19,454	15,208

## 2. 在籍型出向制度について

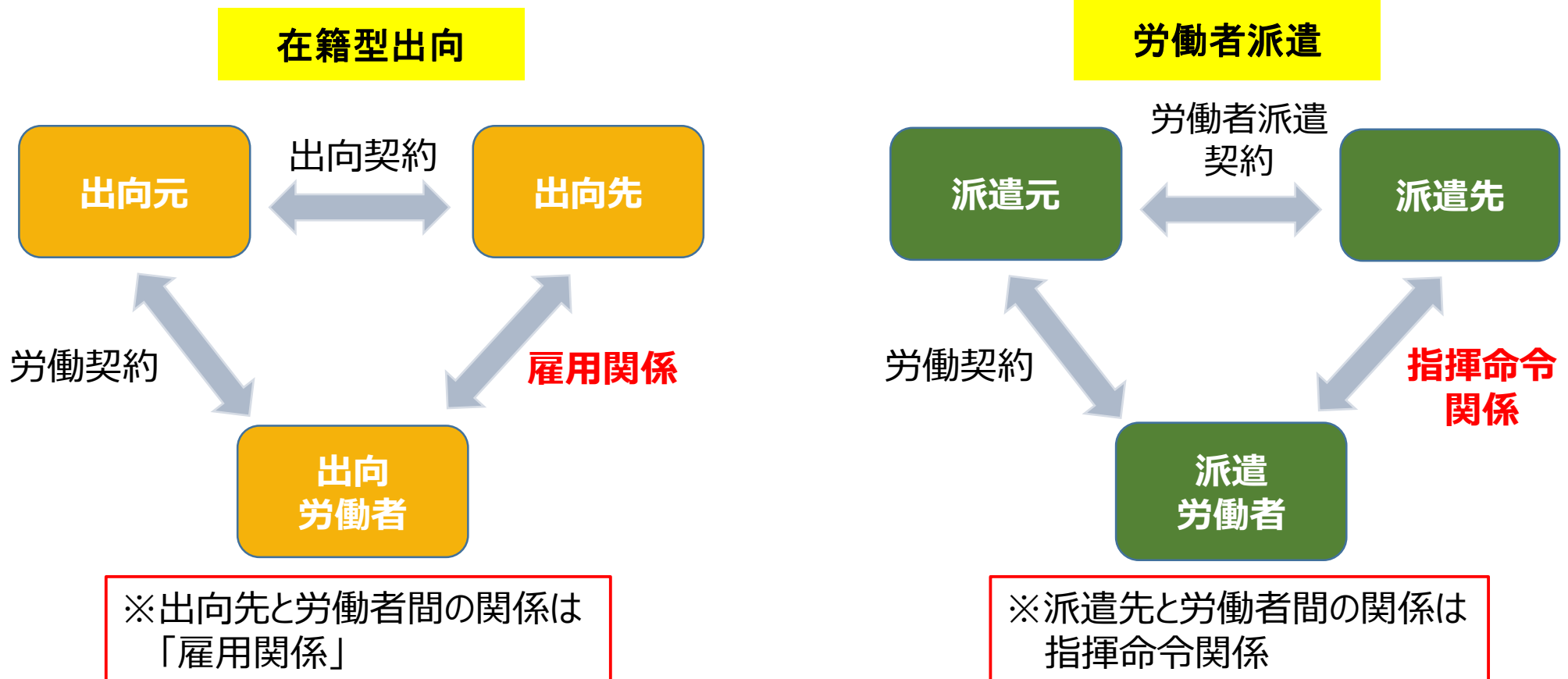
※参考資料：在籍型出向「基本がわかる」ハンドブック  
(第2版・厚生労働省作成)





## 2-① 在籍型出向とは？

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。



## 2-② 在籍型出向を活用した具体例（愛媛事務所）

※2022年度以降に出向成立した事例

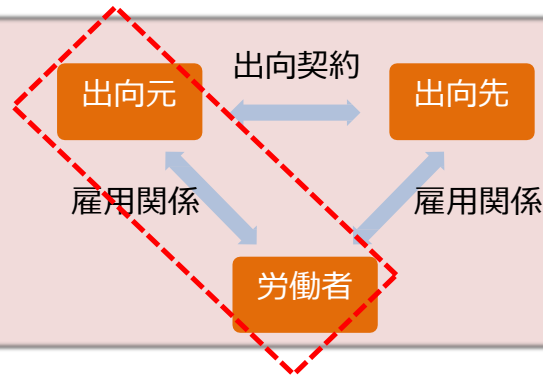
事例	送出企業の業態	送り出し企業の理由	受入企業の業態	受入れ企業の理由	出向人数
1	製造業	品質管理部門の課長職であったが、家族の介護の関係で転勤不可となり、会社としても人事ローテーションの関係でそのポストにそのまま留めることができないことから、本人のキャリアが活かせる企業に出向させたい。	製造業	出向候補者のキャリアが活かせて、かつ通勤可能な企業という条件に合致していたため、具体的な求人はなかったものの、送出企業の責任者とともに候補者の紹介を行い、製品開発部門の責任者兼工場長次長という立場で、出向候補者の受入れを受諾していただいた。	1
2	建設業	建設コンサルタント会社にて、総務事務や設計補助等の業務に長年従事していたが、社内事情により社内での活躍の場がなくなったため、本人のキャリアが活かせる企業に出向させたい。	医療・福祉	就労継続支援事業所で、障害のある方へのPC指導やCADを使った図面作図およびデータ入力、チラシやHP作成等の指導を行う訓練指導員の求人に対し、CAD等の経験がある出向候補者を紹介し、出向での受入れを受諾していただいた。	1
③	機械設計業	感染症の影響で金型・機械設計の受注減により、従業員の休業を余儀なくされたため、雇用維持のため、本人のスキルや経験が活かせる企業に出向させたい。	情報通信業	出向候補者の受入れの可能性を打診したところ、機械設備の受注増により、機械設計者が不足していたため、出向での受入れを受諾していただいた。	1
4	卸売業	美容部員の派遣先が少なくなる中、会社として従業員の雇用維持を図るため、自分のやりたい仕事にチャレンジできる制度を新設し、その制度に応募した従業員が希望する企業（職種）に出向させたい。	卸売業	商品の販売ブースや美術館、レストランを併設する複合施設の受付スタッフを募集しており、出向候補者は丁寧な接客ができることから、是非受け入れたいとのことで出向での受入れを受諾していただいた。	1
⑤	娯楽業	感染症の影響で遊技場の売り上げが4割減少しており、従業員を交代で休業させている。そのため、余剰となっている人員をグループ内の企業に出向させ新規事業に従事させたい。	不動産業	グループ内企業から出向者を受け入れて新規事業を立ち上げ、軌道に乗せていきたい。	3

③⑤は産業雇用安定助成金を利用 ⑤はグループ内出向

## 2-③ 在籍型出向開始までのステップ

ステップ  
1

労働者の個別同意や  
就業規則等の整備、  
労使の話し合い

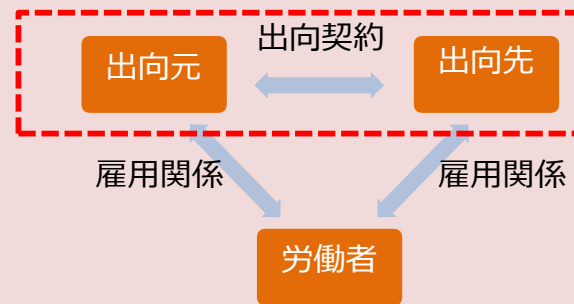


ポイント

○在籍型出向は、労働者の個別同意または就業規則等の社内規程に基づき行う必要があります。

ステップ  
2

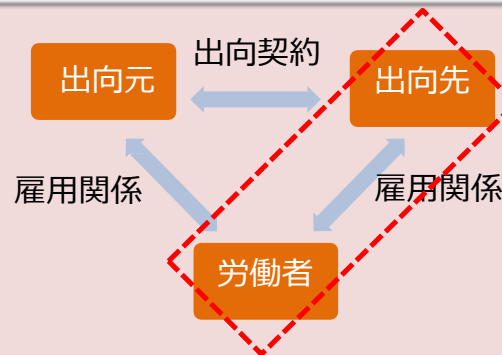
出向契約の締結



○そして、在籍型出向をするにあたっては、出向の必要性や出向期間中の労働条件等について、出向先企業や労働者とよく話し合った上で、出向契約の内容や出向期間中の労働条件等を明確にしておくことが重要です。

ステップ  
3

出向期間中の  
労働条件等の明確化



▶ 在籍型出向の開始

- 在籍型出向を命じるには、「**労働者の個別同意を得る**」か「**出向先での労働条件、出向期間などが就業規則や労働協約等に明記されており、労働者の利益に配慮して整備されている**」必要があります。
- 労働者に出向を命じることができる場合であっても、出向の必要性、対象労働者の選定に係る事情等に照らして、その**権利を濫用したものと認められる場合は、その命令は無効**となります（労働契約法第14条）。
- 出向を行うにあたっては、社内規程に明記されている場合でも、**必要性や出向期間中の労働条件等**について、**労使間によく話し合いを行い、出向労働者の個別的な同意を得ていくことが望まれます**。
- なお、**産業雇用安定助成金**を利用して出向させる場合には、**出向労働者本人が出向することについて同意していることが条件**となります。

## ヒント

コロナ禍において労働者に在籍型出向を命じるにあたって、就業規則等が整備されている場合であっても、事前に出向先企業の職場見学を行ったり、手上げ方式で出向労働者を募るなど、労働者の理解を深め、納得を得るために丁寧に社内手続を進めている企業もあります。



## ●労働契約法（平成19年法律第128号）（抄）

（出向）

第14条 使用者が労働者に出向を命ずることができる場合において、当該出向の命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする。

## 【参考：出向命令が無効とされた裁判例】

「一貫してデスクワークの仕事をしてきた労働者について、希望退職募集への応募の勧奨を断った段階で、子会社に出向させて単純作業に従事させた場合は、当該出向は、退職勧奨を断った労働者が自主退職することを期待して行われたものであり、業務上の必要性がなく、また、人選の合理性も認めることもできず、権利の濫用に当たり無効となる場合がある」とする裁判例があります。

（東京地裁 平成25年11月12日判決）

○出向契約においては、以下の事項を定めておくことが考えられます。

- ◇出向期間
- ◇職務内容、職位、勤務場所
- ◇就業時間、休憩時間
- ◇休日、休暇
- ◇出向負担金、通勤手当、時間外手当、その他手当の負担
- ◇出張旅費
- ◇社会保険・労働保険
- ◇福利厚生への取扱い
- ◇勤務状況の報告
- ◇人事考課
- ◇守秘義務
- ◇損害の賠償
- ◇途中解約
- ◇その他（特記事項）



(参考) 厚生労働省HP 在籍型出向支援サイトに、就業規則(出向規程)や出向契約書の参考例が掲示されています。

○出向契約に明確な定めがない場合は、以下のように解釈するのが合理的とされています。

出向元企業に残る権利義務	出向先企業に移る権利義務
<u>労働者の地位に関わる権利義務</u> ・解雇権(諭旨解雇・懲戒解雇含む) ・復帰命令権	<u>就労に関わる権利義務</u> ・労務提供請求権 ・指揮命令権

- 出向労働者の出向先企業での労働条件、出向元企業における身分等の取扱いは、出向元企業、出向先企業間の取り決めによって定められます。
- 上記の取り決めによって定められた権限と責任に応じて、出向元企業・出向先企業それぞれの使用者が、出向労働者に対して、賃金の支払等、労働基準法等における**使用者としての責任を負う**ことになります。
- 労働条件について、以下の項目について明確にする必要があります。これらの労働条件は、出向に際して**出向先企業が明示**することになりますが、**出向元企業が出向先企業に代わって明示しても差し支えありません。**

## ①労働契約の期間

### ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準

(期間の定めのある労働契約であって、労働契約期間満了後に、その労働契約を更新する場合があるときに限る)

### ③就業の場所、従事すべき業務

### ④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事

### ⑤賃金※の決定、計算、支払の方法、賃金の締切および支払時期、昇給に関する事 ※退職手当、臨時に支払われる賃金、賞与等を除く

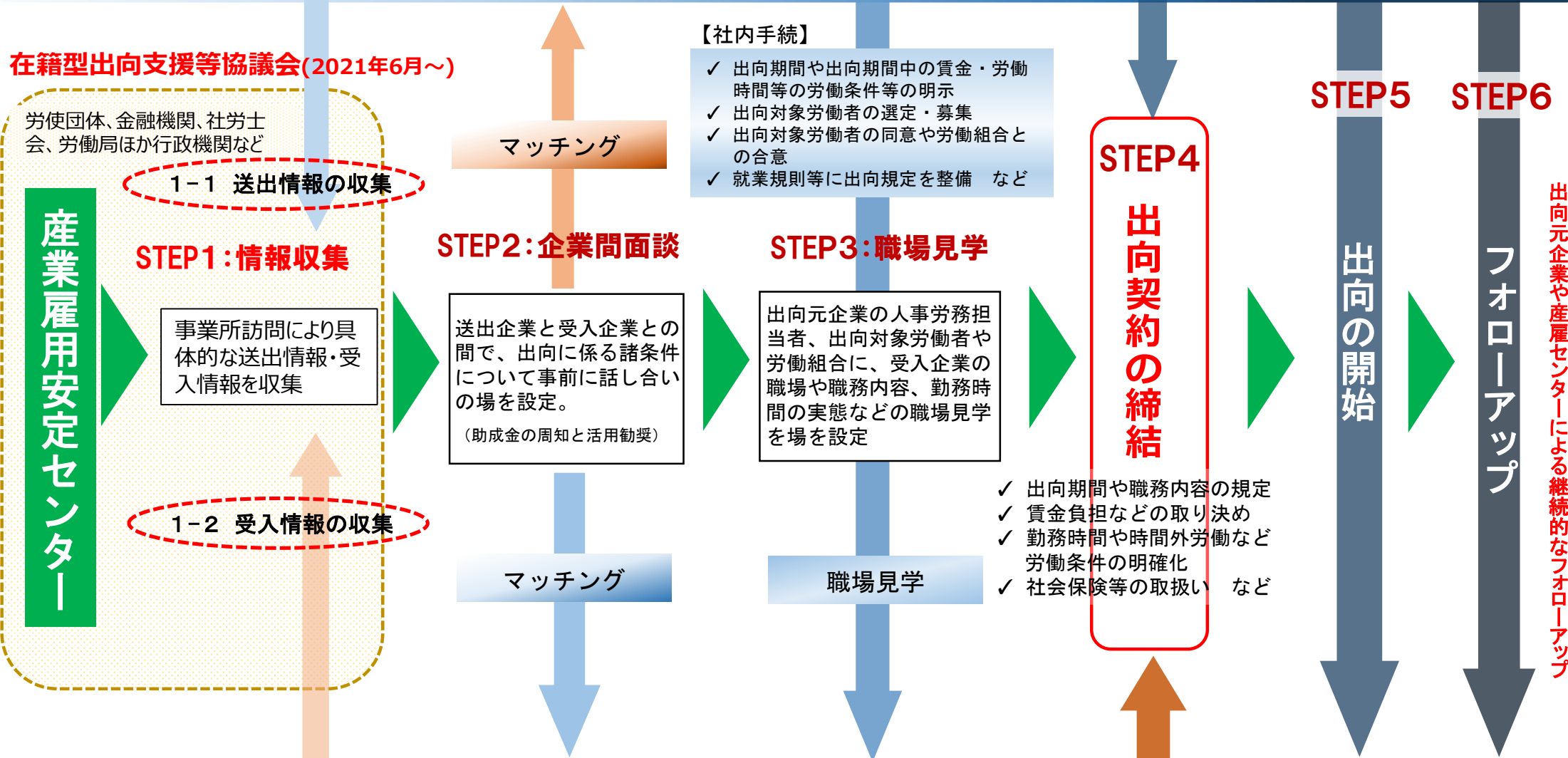
### ⑥退職に関する事 (解雇の事由を含む)

- ⑦退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払方法や支払時期
- ⑧臨時に支払われる賃金、賞与等、最低賃金額
- ⑨労働者に負担させる食費、作業用品など
- ⑩安全・衛生
- ⑪職業訓練
- ⑫災害補償、業務外の傷病扶助
- ⑬表彰・制裁
- ⑭休職に関する各事項

(注) ・①～⑥の項目 (⑤の昇給に関する事を除く) は原則として書面の交付で明示する必要があります。  
 ・⑦～⑭の項目は、これらの定めをした場合、書面の交付は義務づけられていませんが、明示する必要があります。

## 2-④ 在籍型出向のマッチング支援

**送出企業：** 在籍型出向を活用し、一時的に社員を出向させて 雇用維持を図りたい企業



**受入企業：** 在籍型出向を活用して、一時的に 人材を確保したい企業

## 2-⑤ 在籍型出向に関するQ&A

### Q1 副業・兼業と在籍型出向は何が違うのでしょうか。

- 副業・兼業は、労働者個人の判断で実施するもので、会社から命令するものではありません。
- 一方、在籍型出向は、会社が労働者に命令して行うものです。ただし、在籍型出向を命じるには、労働者の個別的な同意を得るか、または出向先企業での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則等によって労働者の利益に配慮して整備されている必要があることに留意が必要です。

### Q2 社会保険等はどうなるのでしょうか。

- 健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険は出向元での被保険者資格を継続します。各社会保険に係る保険料の事業主負担分については、両社で協議して決定するのが通例です。
- 労働者災害補償保険は出向先で資格を適用し、保険料は出向先が負担します。

### Q3 労働者を出向させるにあたって、出向先企業の職場環境や仕事の内容に不安があります。

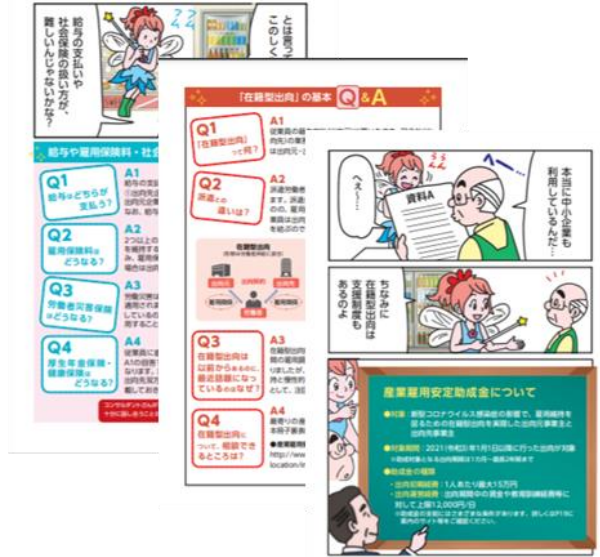
- 出向される労働者の方にとって、出向先企業の職場環境、雰囲気、実際の業務がどのようなものかなど、不安は大きいものです。
- 産業雇用安定センターでは、出向を検討する企業や労働者の方などに、出向先企業の状況を知ってもらうために、事前相談の場や職場見学会をご提案しています。また、双方の企業において、出向後のフォローとサポート体制を構築することも大切です。

### Q4 当初の出向期間を延長や更新することは可能でしょうか。

- 出向期間の終期が到来する場合には、出向させた労働者には出向元企業に戻ってもらうことが原則ですが、諸般の事情により出向期間を延長したり更新する必要がある場合には、労働者に事情を丁寧に説明し、その意向を十分踏まえた上で、出向元企業と出向先企業で改めて出向契約を締結する必要があります。



初めて在籍型出向の活用を検討する事業主とその従業員の方に、まずは在籍型出向の枠組みの概要や実際の事例を理解していただくために、冊子「マンガでわかる！ 在籍型出向」を配付し説明しており、センターや厚生労働省のHPでも提供しています。



在籍型出向マンガ冊子 ⇒



(全24ページより抜粋)

### 3. 愛媛事務所のご案内

在籍型出向に関するお問い合わせはこちらまで

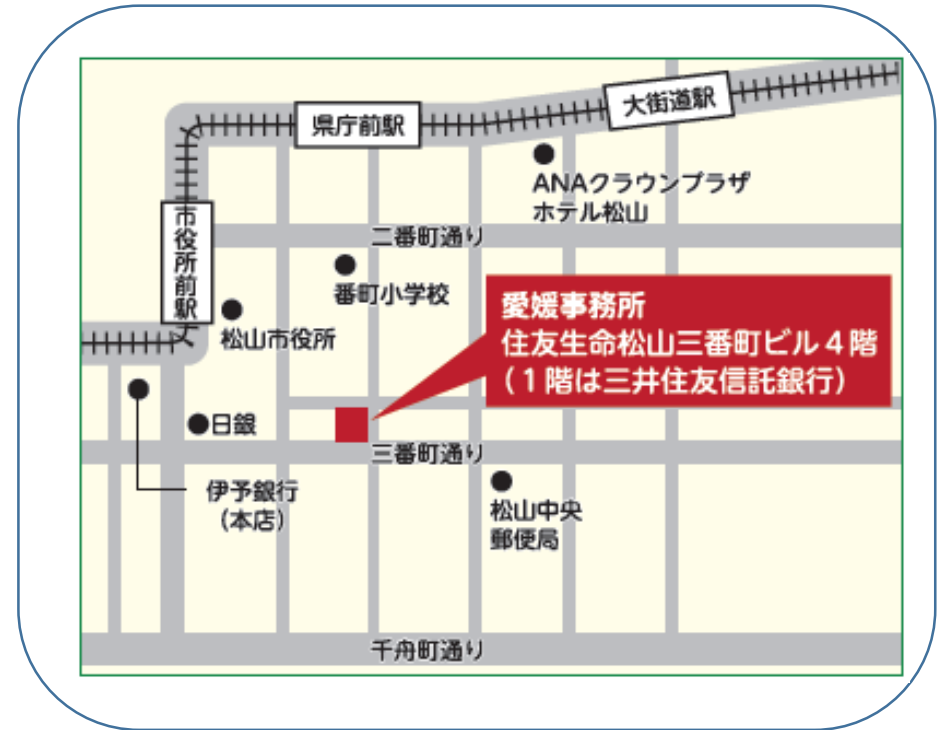
 **公益財団法人  
産業雇用安定センター愛媛事務所**

**TEL 089-931-5494**

住所 松山市三番町4丁目11-1  
住友生命松山三番町ビル4階

URL <https://www.sangyokoyo.or.jp/>

【ご利用時間】9:00～17:00（土・日・祝日を除く）



産業雇用安定センターが、詳しくわかる動画は、こちらをご覧ください。



[www.sangyokoyo.or.jp](http://www.sangyokoyo.or.jp)

産業雇用 検索



**交通アクセス**

伊予鉄市内電車「市役所前駅」から徒歩5分